	掲げる値を乗じたもの及び建物等の借料に係る原価以外のもの
(8)　電気通信役務の提供条件、料金等の制度に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(9)　窓口等に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(10)　料金請求又は売掛金管理に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(11)　法人営業部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(12)　公衆電話部門に対する業務運営支援又は管理に係る原価	同上
(13)　三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価（(14)及び(15)に掲げるものを除く。）	施行規則第14条第１号、第２号及び第４号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(14)　本社における建物、事業企画、総務、厚生、人事又は経理関係業務に係る原価	建物に係る原価にあっては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの 建物に係る原価以外のものにあっては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価